

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 あて

原子力委員会委員長

独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター廃棄物管
理事業の変更の許可について（答申）

平成22年7月9日付け平成20・12・10原第7号をもって諮問のあった標記の
件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」と
いう。）法第51条の5第3項において準用する法第51条の3第1項第1号及
び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用につい
ては、別紙のとおり妥当と認める。

